

法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	311	2,119	3,493	5,205	7,426	13,436
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	250	1,720	2,592	3,893	5,643	11,180
うち、実行に係る貸付債権の額	196	1,692	2,417	3,727	5,336	10,641
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	21	21	21
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	53	23	169	90	214	446
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	5	5	54	71	71
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	61	399	900	1,312	1,782	2,255
うち、実行に係る貸付債権の額	46	309	616	1,018	1,615	1,994
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	36	80	84	84
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	14	81	218	165	35	129
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	7	28	47	47	47

注記

「謝絶」に係る貸付債権の金額・件数の中に債務者が破産手続の申立中の事例に係る貸付債権の金額・件数が含まれています。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：件)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	35	171	306	460	605	781
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	24	111	191	296	390	510
うち、実行に係る貸付債権の数	16	107	175	282	377	493
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	2	2	2
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	8	2	14	6	3	7
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	2	6	8	8
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	11	60	115	164	215	271
うち、実行に係る貸付債権の数	9	52	81	131	198	238
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	3	5	6	6
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	2	7	26	21	4	20
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	5	7	7	7

注記

「謝絶」に係る貸付債権の金額・件数の中に債務者が破産手続の申立中の事例に係る貸付債権の金額・件数が含まれています。

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位：百万円)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けて いなかった貸付債権に係る債務者のうち他 の金融機関に対しても法の施行日後に貸付 けの条件の変更等の申込みが行われたこと を確認することができた者から、貸付けの 条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の 額	128	261	524	840	1,332	3,213
うち、実行に係る貸付債権の額	84	238	372	698	1,224	3,060
うち、信用保証協会が条件変更対応保証 を応諾する旨の判断を示した貸付債権の 額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	21	21	21
うち、他の金融機関により法の施行日後 になされた貸付けの条件の変更等の実行 を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	44	23	152	71	38	82
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	49	49	49

注記

「謝絶」に係る貸付債権の金額・件数の中に債務者が破産手続の申立中の事例に係る貸付債権の金額・件数が含まれています。

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位：件)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4	16	31	53	83	142
うち、実行に係る貸付債権の数	1	14	21	46	75	132
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	2	2	2
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	3	2	10	1	2	4
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	4	4	4

注記

「謝絶」に係る貸付債権の金額・件数の中に債務者が破産手続の申立中の事例に係る貸付債権の金額・件数が含まれています。